

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

誰もが集える地域の交流の家

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

三次市

## 3 地域再生計画の区域

三次市の区域の一部（粟屋西地区）

## 4 地域再生計画の目標

広島県三次市は平成16年4月1日、三次市・双三郡・甲奴郡甲奴町の1市7町村が合併し、新生三次市が誕生しました。

粟屋西地区が属する三次市粟屋町は、三次市の西北部に位置し、西側は安芸高田市に接しています。地形は、高谷山と高塚山を中心とした平地の少ない山間地で、東から北側は江の川が流れており、東側は川を隔てて三次市市街地と隣接する地域です。集落は、山麓の谷間、山腹及び川に沿った地域に点在しており、地域的には大きく3つに分けられ、そのうちの南西部分の地域が粟屋西地区です。

今回、地域再生計画の対象とした粟屋西地区は、141世帯、362人、（平成17年1月1日現在）うち65歳以上の高齢者が159人で、高齢化率が43.9%と非常に高く、過疎・高齢化現象が顕著に現れ、少子化に拍車をかけています。粟屋町全体では、公共施設として粟屋保育所、粟屋小学校、粟屋コミュニティセンターがありますが、こうした背景の中で児童数減により教育効果が希薄になることが予想されることから同地区の粟屋西小学校が、平成16年度末をもって廃校となり、同校の児童は隣接校の粟屋小学校に通い始めました。

粟屋西小学校は、平成9年度に建築された新しい校舎で、しかも木をふんだんに使用した施設です。三次市の西の玄関にふさわしい外観と当地域の文化的シンボルになることをポイントにおいて設計され、児童の生活空間を南側に配置するとともに1階を地域に開かれた学校にするため、地域の人々のコミュニケーションの場としても利用できる多目的ホールと音楽室を一体的に設置し、夜間でも地元の人たちが利用できるように工夫されています。2階は普通教室をオープンスペース（可動間仕切）と一体化し、多様な学習の展開に対応できる空間となっています。

既存の校庭や体育館の一般開放により集まる住民以外の新たな交流も見込まれ、そこでの出会いが新たな活動の輪を創出し、旧来とは異なった粟屋西地区におけるコミュニティ活動・自治活動を期待することができます。

市は、この施設を条例により自治交流センター（以下「交流センター」という。）に転用し、住民自治を基調とした多様な地域活動の拠点として活用を行い

ます。施設の設備管理は市が行い、施設の利用や維持については地元が管理を行います。運営経費は、維持管理に必要な経費の算定を行い、補助金として自治組織である「栗屋町づくり協議会」に交付し、地元組織である「栗屋西まちづくり推進協議会」と調整を取りながら実際の運営を行います。

交流センターはまだ施設が新しく、収容人数も多いことから教養講座や趣味の会などの生涯学習活動、スポーツ活動、また地域行事やイベント会場としても活用が可能であり、地元の創意工夫により、自治活動やコミュニティ活動などにより活性化に大きく貢献します。

また、同施設の立地条件は、南側には中国地方の大河である江の川が流れる山麓地域で自然に恵まれ、周辺には農家が点在して農地が広がり、三次市街地から車で15分程度と便利な距離にあります。

この立地条件と施設の機能を生かして、市が実施する青少年を対象とした事業の施設として、次のような利用を計画します。

「子育てに夢がもてるまち みよし」をテーマに、次世代育成支援行動計画として、平成17年度から10年計画で、各種事業を展開しており、新規の事業として、市民や保護者から要望のあった発達障害の子どもへの通園指導を行う「発達相談支援センター」及び、保護者の孤立化や育児不安の解消を図る「集いの広場」を、交流センターを会場として計画しています。

発達相談支援センターの利用計画は、週3日の隔日通園で午前9時30分から14時程度まで、1日10人の参加を見込んでいます。利用場所は、地域交流室3室と多目的ホールを予定しています。集いの広場は、申込みのあった親子を対象に週2日、1日20名程度の利用を計画しています。これらの事業は三次市子育て支援局のすくすく子育て支援室が担当します。交流センターを利用することにより利用希望者の増加により、一人で悩まず、仲間づくりが進むことが期待されます。

また、三次市教育委員会では、「明るく元気な三次の子ども」を育てる一環として、不登校児童生徒の支援に取り組んでいます。不登校の子ども数は昭和45年ころから増加し続け、今日では全国で約14万人となっています。三次市の不登校児童生徒数(年間30日以上)はほぼ現状維持の状況ですが、全国・広島県平均よりも若干ポイントが高い状況です。平成16年度末では小学校33人、中学校65人が不登校となっています。不登校児の社会的自立や学校復帰を支援するために開設している、適応指導教室「せきれい広場」は現在、市街地の公共施設を利用していますが、1部屋に集まったの指導では教育効果が十分に期待できないのが現状です。在籍者は平成16年度末で21名ですが、通常は数名の登室にとどまっており、例年2学期には参加者が増え、逆に人数が増えると来られなくなる子も出ています。自然に囲まれたこの施設を利用し、更に周辺の農地を使った農作業や作業を通じた地域の高齢者等とのふれあいにより、出席する児童生徒数あるいは学校復帰率の増加などの効果を期待しています。

利用計画は、体育館やグラウンドを利用したスポーツ、春から秋にかけての畑作業、地域との交流などを月2回程度から始め、様子を見ながら交流センターの多目的ホール、地域交流室あるいは実習室内で休憩、交流活動、学習活動

など状況に応じて調整していきます。この事業の運営は教育委員会学校教育室が担当し、教育相談員及び地元と調整をとりながら進めます。

このように交流センターを整備し、住民自治活動を実施することにより地域の活性化を生み出し、市内青少年や住民と栗屋西地区住民の交流が促進され、その取り組みが定着することにより、周辺住民の意識の変化、新たな事業の展開や取り組みの成果が他の模範となり、当施設は地域のシンボルとして利用者の愛情により使いやすくきれいに維持管理されることが期待されます。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

三次市は、この地域再生計画の認定により、旧小学校を地域住民が地域づくりの活動拠点として利用できるよう自治交流センターに転用し、地元の管理人を置いて市が管理を行います。

実際の運営管理は、自治組織である「栗屋町づくり協議会」あるいは地元組織である「栗屋西まちづくり推進協議会」が教養講座や趣味の会などの生涯学習活動、スポーツ活動、また地域行事やイベント、コミュニティ活動などに活用し活性化に大きく貢献します。

また、自然に恵まれ、周辺には農地が広がり、三次市街地から車で15分程度の便利な立地条件と施設の機能を生かして、市が実施する青少年を対象とした事業の施設として利用を計画します。

そのひとつとして、三次市の新規事業として「発達相談支援センター」及び「集いの広場」の会場として計画しています。この事業も自然環境のメリットを生かして事業効果の増と地元との交流を目指しています。

次に、三次市教育委員会が不登校児対策として社会的自立や学校復帰を支援するために開設している、適応指導教室「せきれい広場」の会場として利用し、事業効果の増と農作業などを通して地元との交流を図ります。この施設を拠点として、各事業の相乗効果が期待されます。

### 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 5 - 2 - 1 特別の措置の名称

A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

#### 5 - 2 - 2 支援措置の適用要件に関する事項

この支援措置を活用することにより、廃校となった小学校を自治交流センターに転用が可能となり、地域住民が主体的な自治活動や生涯学習に活用できるほか、併せて、市が計画している「発達相談支援センター」及び「集いの広場」、また教育委員会が実施する適応指導教室「せきれい広場」の会場として活用し、地域に活性化と新たな交流を生むこととなります。

#### 5 - 2 - 3 地域再生計画に基づく財産処分の内容について

別紙（様式1）のとおり

## 5 - 3 その他の事業

### 5 - 3 - 1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

### 5 - 3 - 2 関係すべき事項

三次市では、本年度の生涯学習講座として、健康体操、ヘルシークッキング、フラワーデザインなど「実技・教養講座」を10講座と、若い世代を対象に英会話、シェイプアップボクササイズ、書道・ペン習字など「ヤングカレッジ」4講座を計画し、6月から開催すべく受講生の募集を行っています。

不登校児対策としては、三次市では現在、適応指導教室「せきれい広場」を中心に、不登校児童・生徒に対する指導支援並びに教育相談を行っています。また、スクールカウンセラーを市内中学校6校に1名ずつ配置し、また児童数の多い小学校1校に「子どもと親の相談員」1名を置いて、指導に効果をあげるべく力を入れています。

## 6 計画期間

認定の日から平成21年3月末まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す目標については、計画期間終了後に、市が必要となる達成状況の調査を行い、公表を行います。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し